

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第 1465 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和 7 年（2025 年）4 月 7 日

2 契約担当部局

〒064-0922 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目

札幌市市民文化局文化財課埋蔵文化財係（札幌市埋蔵文化財センター）

電話(011)512-5430 E メールアドレス maibun@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称

埋蔵文化財試掘調査に伴う掘削等業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

令和 7 年（2025 年）4 月 21 日から令和 7 年（2025 年）11 月 28 日まで

(4) 履行場所

指示書により指示する地区（10カ所程度を予定）

(5) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 %に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全なものでないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。

(6) 業務を担当する事業所（本店・支店等）が札幌市内にあること。

(7) 埋蔵文化財の掘削業務の履行実績を有する者であること。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

上記2及び札幌市公式ホームページ上に掲載

https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/keiyaku/ippann/sikutsu_2025kussaku.html

(2) 入札書の提出期限及び提出先

令和7年(2025年)4月15日(火)10時15分(必着)

上記2の場所

(3) 入札書の提出方法

様式1「入札書」にて作成し、上記(2)の提出期限までに、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参する場合は、入札書は封筒に入れ封印し、その封皮に、氏名(法人の場合はその名称又は商号)、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載して、上記2宛に、上記(2)の提出期限までに提出すること。

イ 送付する場合は、二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封印し、上記アのとおり記載し、外封筒には入札者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載して、上記2宛に、上記(2)の提出期限必着で送付すること。

ウ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず提出すること。

エ 電送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

オ 入札者は、提出した入札書の修正、再提出、追加又は撤回をすることができない。

(4) 仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はメール(maibun@city.sapporo.jp)により提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年4月9日(水)までの8時45分から17時15分までの間で提出すること。なお、提出期限までに到着しなかった質問については、回答しない。

ウ 回答書の閲覧

令和7年4月11日(金)以降、上記2にて閲覧に供するとともに、ホームページ(札幌市市民文化局)に掲載する。

(5) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提示の指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当該入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和7年（2025年）4月15日（火）10時15分

上記2の場所

(9) 開札

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。再度の入札についても、持参又は郵送による。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札候補者として、落札を保留のうえ、下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札候補者の審査の順位を決定するものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類（別記「入札参加資格審査書類について」参照）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格（物品・役務）」に登録されている見積依頼用メールアドレスとする。

こと。なお、指定期限までに提出が無い場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以降、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後、これらの不明を理由として異議を申し出ることとはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその 5 日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まずその者が契約書の案に記名押印し、さらに札幌市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において札幌市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 札幌市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙「契約書（案）」のとおり。

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 2 に同じ。

イ その他

提出は持参又は郵送によるものとし、電送によるものは受け付けない。

入札参加資格審査書類について

入札説明書 6-(4)-ウの「入札参加資格の審査」に係る提出書類は次のとおりとする。

- 1 事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（様式3）
- 2 競争入札参加資格認定通知書
- 3 埋蔵文化財の掘削業務の履行実績を証する書類（契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写し）